

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○農用地利用集積等促進計画の認可	(農業振興課)	一
○保安林の指定の予定(二件)	(森林整備課)	一
○保安林の指定の解除の予定	(同)	二
○保安林の指定の解除	(同)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	二
○道路の区域変更(六件)	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	四
○二級河川雄勝・牡鹿・女川圏域河川整備基本方針の変更の公表	(河川課)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	五
○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務	(同)	五
○宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務	(同)	五
○宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	(同)	五
○宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(三件)	(同)	六
○宮城県南郷高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	六
○宮城県登米総合産業高等学校の畜産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	六

ページ

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課) 七

告 示

○宮城県告示第三百号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用集積等促進計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和六年四月二十六日

○宮城県告示第三百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林子定森林の所在場所

栗原市一迫字長崎切岸四四の一、四四の三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び栗原市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三百二二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字長崎大栗五一の一、五一の八

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三百三三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市大曲字道下一〇三の三、一〇四の三、一〇五の二、一〇六の三、一八一の三、一八二の

三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第三百四四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字袖浜四八の一八

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第三百五五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年四月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 亘理大河原川崎線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
柴田郡村田町大字村田字小池二〇番四地先から 同郡同町大字村田字平群六四番五地先まで		前	後	六・〇	一七・三	二二・四	一一五・六
				二二・四	四〇・六		一一五・六

○宮城県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年四月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 岩沼蔵王線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考	
柴田郡村田町大字村田字広畑三五番一 地先から		前	後	七・一	一七・六	六六八・七		Bは、関係図面に表示する	

同郡同町大字村田字小池五番一地先まで

変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
前	後	七・一	一七・六	六六八・七	一一五・六
		一六・一	九〇・九	四八七・九	

○宮城県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年四月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 仙台村田線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
柴田郡村田町大字村田字広畑五七番九地先から 同郡同町大字村田字広畑五七番一〇地先まで		前	後	一八・一	一八・一	二四・一	二〇・〇
				二四・一	三五・五		二〇・〇

○宮城県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年四月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 白石柴田線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
柴田郡大河原町大谷字川前二番三地先から 同郡同町大谷字川前二番三地先まで		前	後	四・六	七・六	五・一	二九・四
							二九・四

○宮城県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年四月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 巨理村田蔵王線
 - 三 道路の区域
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 の 区 間				変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備 考	
柴田郡柴田町大字成田字入三四番一地从先から 同郡同町大字成田字川尻三七番一地从先まで				前	後	一・六	一・七	四九一・三	四九一・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	

○宮城県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年四月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 仙台巨理自転車道線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
岩沼市下野郷字浜二四三番三地从先から 同市寺島字川向四五番五地先まで		前	後	一・五	三・〇	八・〇	六、三七八・〇
岩沼市寺島字川向無番地先から 同市寺島字南瀬崎無番地先まで		前	後	二・八	三・〇	三・六	一、〇八九・〇
岩沼市下野郷字浜二番一地从先から 同市寺島字南瀬崎無番地先まで		前	後	三・〇	三・〇	三・〇	九、四三五・〇

○宮城県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年四月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	白石柴田線	柴田郡大河原町大谷字川前二番三地从先から 同郡同町大谷字川前二番三地先まで	令和六年 四月二十六日

○宮城県告示第三百十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川整備基本方針を変更する河川

二 級河川雄勝・牡鹿・女川圏域

二 変更後の河川整備基本方針を閲覧に供する場所

宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所

○宮城県告示第三百十四号

白石市から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画道路

2 名称 三・四・四号 森合雁狩橋線

三・四・八号 中河原白石沖線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和六年三月二十七日次のとおり委託した。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和六年三月二十七日次のとおり委託した。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和六年三月二十七日次のとおり委託した。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

亘理郡亘理町逢隈上郡字山入三十番地二 宍戸畜産 代表 宍戸 松雄

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和六年三月二十九日次のとおり委託した。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和六年三月二十八日次のとおり委託した。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

加美郡色麻町四竈字柺木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和六年三月二十八日次のとおり委託した。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

加美郡色麻町四竈字柺木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和六年三月二十八日次のとおり委託した。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

栗原市築館字照越大ヶ原四十三番地一 新みやぎ農業協同組合

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和六年三月二十二日次のとおり委託した。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方 神奈川県横浜市泉区中田南三丁目二番三十八 J A全農Aコープ株式会社

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和六年三月二十二日次のとおり委託した。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

大崎市田尻小塩字八ツ沢一 特定非営利活動法人 安心市場さくらっこ

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県南郷高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和六年三月二十一日次のとおり委託した。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

遠田郡美里町練牛字六号十二番地 有限会社 花野果市場

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の畜産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和六年三月二十一日次のとおり委託した。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方
 仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部
 登米市中田町石森字駒牽二百六十五番地一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間
 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 購入物品及び数量 水球得点表示システム 一式
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 令和七年三月二十一日(金)
 - 4 納入場所 宮城県仙南総合プール(宮城県柴田郡柴田町大字本船迫字十八津入地内)
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であることを。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
 - (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二一-一三三三五)へ令和六年五月十七日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 大畑 美如 電話〇二一二二一三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年五月十七日（金）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年五月十七日（金）午前九時から令和六年五月二十七日（月）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年五月二十七日（月）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和六年五月三十日（木）午前九時から令和六年六月四日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和六年六月四日（火）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和六年六月五日（水）午前十時 宮城県行政庁舎十階入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Water polo scoring display system (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 21, 2025 (Fri)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Sennan General Pool

4 Deadline for Bid Submission : May 28, 2024 (Tue), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Miyuki Ohata, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City.

Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333
6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only